

吉野川市立鴨島小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

「いじめ防止対策推進法」より

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ① いじめ問題に迅速に、そして組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。
- ② いじめは、どの学校・どの学級・どの子供でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、初期対応を迅速に行い、いじめを積極的に認知する。
- ④ 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ⑤ より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ⑥ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（阿波吉野川警察署、子ども女性相談センター等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）

校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、学年主任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) 保護者や地域、関係機関との連携

必要に応じて、補導センターや子育て支援課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(4) いじめ防止子ども委員会(つばさ隊)

児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を行う。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ① 分かる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ② ソーシャルスキルトレーニングを実施し、良好な人間関係、仲間づくりを土台としたよりよい学級経営に努める。

(2) 人権教育の推進

- ① いじめや差別の実態に学び、職員一人一人の人権感覚を高め、教育内容の想像と系統的・継続的な指導を徹底する。
- ② 生活の中のいじめや差別を見抜き、支え合う仲間づくりを推進する。
- ③ インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策として、全校児童のインターネットや携帯に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

(3) 道徳教育の充実

- ① 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ② 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(4) 全校活動としての取組

- ① 児童の自主的活動グループである「つばさ隊」(いじめ防止子ども委員会)を核として、あいさつ運動や美化活動、集会活動などを通じて、仲間づくりや、「いじめをしない、させない、許さない」風土を醸成する。
- ② 異年齢の交流活動を行い、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- ③ 「つばさ隊」(いじめ防止子ども委員会)が中心となり、いじめ防止標語の作成や、いじめ防止に向けた全校児童への呼びかけ等に主体的に取り組んでいく。

(5) 学校相互間の連携協力体制の整備

中学校区の小・中学校や認定こども園、保育所・園、支援学校との職員間の情報交換や交流を行う。

(6) 相談体制の整備

- ① 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- ② 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- ③ 学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点などを考え、職員研修で共通理解を図る。
- ④ 毎学期に「きみのこと教えてシート」アンケート調査を実施し、後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ⑤ スクールカウンセラーとの面談時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- ⑥ 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、児童はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、補導センターや子育て支援課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 毎学期「きみのこと教えてシート」の実施

学期ごとに、「きみのこと教えてシート」を実施する。また、シートをもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(4) 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすことがないように、細心の注意を払う。

(5) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(6) 休憩時間や自由時間などの児童の人間関係を把握したり、いじめの早期発見のために各教職員が運動場や校舎内を巡視する。

5 いじめに対する早期対応

(1) すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。

(2) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。

(3) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。

(4) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(5) いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）を開き、対応を協議する。

(6) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(7) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(8) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(9) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
 - ② いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）において、認知したいじめへの対応方針を決定する。
 - ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
 - ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。
- (2) いじめられた児童、保護者への支援
- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
 - ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
 - ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
 - ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
 - ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
 - ⑥ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- (3) いじめた児童への指導と保護者への助言
- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
 - ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
 - ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
 - ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
- (4) 他の児童への指導
- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
 - ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
 - ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。
- (5) 教育委員会等への報告と連携
- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに吉野川市教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
 - ② 事案によっては、徳島県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。
- (6) 関係機関への相談・通報
- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
 - ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
 - ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

7 重大事態への対処

○ 重大事態の発生と調査

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定義されている。

「いじめ防止対策推進法」より

- ① 学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告する。
- ② 重大事態であると認められるときは、学校は市教育委員会と連携して事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及び保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
- ④ 調査結果については、市教育委員会に報告する。

8 より実効性の高い取組を実施するために

(1) 取組の検証

- ① いじめ問題への取組等が実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すなど、学校のいじめ防止対策の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。
- ② いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価し、指標などの改善が見られなかった場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や方法を見直し、実施する。

(2) 校内研修

- ① いじめについての生徒指導上の諸問題に関する校内研修（事例研究やロールプレイ等）を充実させ、組織的かつ迅速な対応の方策を確認し、全ての教職員の共通理解を図る。
- ② 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うとともに、子供たち一人一人に寄り添い、問題行動の未然防止に向けて、よりきめ細かな指導・支援に努める。